

新しい公益信託制度に関する信託業法の適用の整理について

「公益信託に関する法律」(令和6年5月成立)(注)により公益信託に係る行政庁(内閣府又は都道府県)による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、**信託業法を改正し、公益信託の引受けについて同法を適用除外とする**等の所要の措置を講ずる。

(注)同法に基づく新しい公益信託制度が令和8年4月から開始される予定

公益信託に係る信託業法の規制の見直し

- 「公益信託に関する法律」の規制を前提に、**公益信託の引受けや公益信託に係る信託契約の締結の代理・媒介について、信託業の免許や信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外**

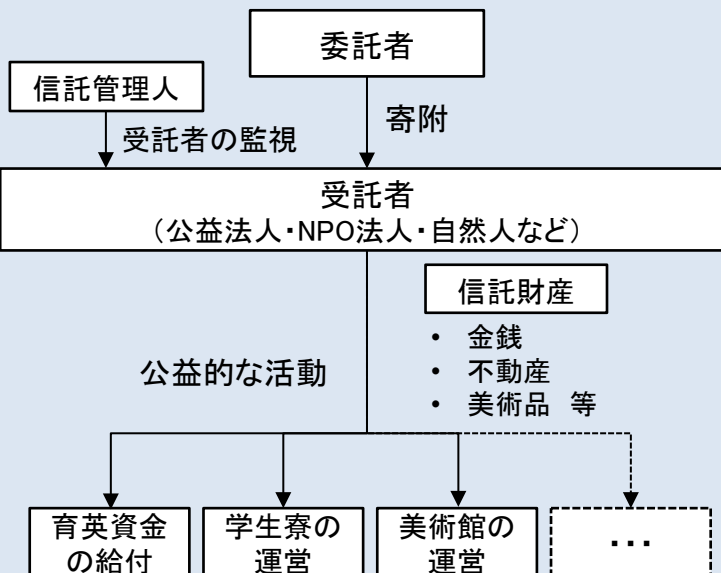
新しい公益信託制度における規制関係

公益信託に関する法律

- 公益信託の公益性や受託者の業務遂行能力等を公益信託ごとに行政庁が審査し、第三者機関(公益認定等委員会等)の諮問を経て認可
- 受託者に対する規制として、受託者が委託者(寄附者)に対して不適切な勧誘を行うことを禁止
- 行政庁による監督・検査権限

適用

新しい公益信託



適用

信託業法

- 信託の引受けを営業として行う者は、原則、信託業の免許を受ける必要があり、株式会社であることや、最低資本金・純資産規制等の要件を規定
- 委託者に対する事前説明義務や禁止行為などの行為規制を措置
- 金融庁・財務局による監督・検査権限